

JADA発22第158号  
2022年12月21日

2020-001 事件

陸上競技

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構  
会長 赤間 高雄



### 決定書

標記事件につき、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、日本アンチ・ドーピング規程（2021年1月1日に発効したものを指す。以下「本規程」という。）8.3.3項の規定に基づき、下記のとおり決定する。

#### 記

##### 〔決 定〕

- 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- 本規程 9 条及び 10.10 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- 本規程 10.2.1 項に従い、2021年2月8日より4年間の資格停止とする。

##### 〔理 由〕

- 本件は、後述するとおり、競技者に対して JADA が実施した競技会（時）検査において競技者の検体から禁止物質が検出されたという事案であるところ、本件の競技者は、本規程 22.1 項に基づき本規程の遵守を受諾している公益財団法人日本陸上競技連盟に登録することによって本規程に同意しており、したがって、本件の競技者には本規程が適用され、かつ JADA の結果管理権限に服する。
- また、本件は、後述するとおり、2020年に発生したアンチ・ドーピング規則違反に係る事案であるため、本規程 29.7.2 項（同 8.3.3 項に基づく JADA の決定も、聴聞パネルの決定に代わるものであることから、同 29.7.2 項が適用される。）に照らせば、原則として 2015 年 1 月 1 日に発効したアンチ・ドーピング規程（以下「旧規程」という。）に準拠することになる。もっとも、JADA が当該事案の状況に基づき「寛大な法（lex mitior）」の原則を適用することが適切である旨を判断すれば、本規程に準拠することになる。この点、JADA は、本規程の各手続において競技者への手続保障がより充実していることを考慮し、「寛大な法（lex mitior）」の原則を適用することが適切であると判断し、本規程に従い結果管理を行った。
- 2020年11月21日「八王子ロングディスタンス2020」にて15時49分から17時37分にかけて実施された競技会（時）検査において競技者の尿検体から 19-ノルアンドロステロン（19-

Norandrosterone) 及び 19-ノルエチオコラノロン (19-Noretiocholanolone) が検出されたが、これらはナンドロロン (Nandrolone)、19-ノルアンドロステンジオール (19-Norandrostenediol) 又は 19-ノルアンドロステンジオン (19-Norandrostenedione) の代謝物である。ナンドロロン (Nandrolone)、19-ノルアンドロステンジオール (19-Norandrostenediol) 及び 19-ノルアンドロステンジオン (19-Norandrostenedione) は、2020 年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S1 蛋白同化薬」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。当該尿検体の分析をおこなったのは世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) 認定の分析機関である株式会社 LSI メディエンスであり、その手続には適用される国際基準からの乖離はなかったと認められる。その後、競技者から B 検体についての分析の要請はなかったため、B 検体の分析は実施されなかった。なお、競技者は、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。

- ・そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）の違反が認められ、同 9 条及び 10.10 項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
- ・また、上記検出物質は禁止表における「特定物質」に該当しないところ、競技者は、今回の違反が意図的ではなかった旨の立証はしていない。よって、本件においては本規程 10.2.1.1 項が適用される。
- ・上記の事実及び今回の違反が 1 回目の違反であることからすれば、本規程 10.2.1 項の定めに基づき、競技者を 4 年間の資格停止とするのが相当である。
- ・本件では、競技者に対し、JADA 担当者による 2021 年 2 月 8 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.4.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている。したがって、同 10.13.2.1 項により、資格停止期間の開始日は同日とする。
- ・なお、本件では、競技者において、違反を主張する JADA が送付する通知において別途特定される期限内に当該主張に対して異議を申し立てなかったため、本規程 8.3.2 項に従い、上記の違反について自認し、暫定聴聞会及び聴聞会をいずれも放棄した上で、JADA の提案する措置を受諾したものとみなされている。したがって、本件においては、日本アンチ・ドーピング規律パネルによる聴聞会は開催されず、本規程 8.3.3 項に従い、JADA の名において本決定書を発行するものとする。
- ・競技者は、国際レベルの競技者ではないことから、本規程 13.2.2 項及び 13.6.2 項に基づき、本決定に不服がある場合には、本決定の受領の日から 21 日以内に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 905）に対し、不服申立てを提起することができる。

以上